

静岡県立農林環境専門職大学学生表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、静岡県立農林環境専門職大学における、学生の表彰について必要な事項を定める。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号に該当する学生を対象に行う。

- (1) 卒業時において、特に優秀な成績を収めたと認められる学生
- (2) 学術研究活動において、国際的若しくは全国的規模の学会から賞を受けた場合、社会的に高い評価を受けた場合など、顕著な業績を挙げたと認められる学生
- (3) ボランティア活動、災害救援、人命救助、海外援助協力、地域連携活動等の社会活動において、公的機関等から表彰を受けるなど社会的に特に高い評価を受け、他の学生の模範となった学生
- (4) 前各号と同等又はそれ以上の表彰に値する行為等があったと認められる学生
- (5) その他学長が特に表彰に値する行為などがあったと認められる学生

(表彰対象候補者の推薦)

第3条 学部長は、前条第1号に該当する学生を教務委員会、第2号に該当する学生を研究推進委員会、第3から5号に該当する学生を学生委員会の議を経て、学長に推薦することができる。

(表彰者の決定)

第4条 学長は、前条により推薦があった場合には、評議会の議を経て、表彰する学生を決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が別記様式による表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、副賞を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、原則として表彰が決定された日の属する年度の3月に行うものとする。

(表彰に関する事務)

第7条 表彰に係る事務は、学生課が行う。

(その他)

第8条 学長は、この規程に定めるもののほか学生表彰に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、令和4年1月18日から施行する。

(別記様式)

学長賞

氏 名 ○○ ○○殿

あなたは、○○において優秀な成績を収め本学の名誉を高めました。
よってここに功績を称え表彰します。

年 月 日

静岡県立農林環境専門職大学
学長 ○○ ○○ 印

備考 表彰の事由によって、表彰状の本文を変更することができる。